

障がい者の介護制度

サービス類型

居宅介護 (76h) ··· 障害支援区分 1 以上

「身体介護」··· 入浴介護、食事介護、衣類着脱、洗顔、口腔ケア、整容、移乗介護等

「家事援助」··· 調理、掃除、洗濯、買い物、2009年7月より「育児の支援」追加

「通院等介助」··· 通院の他、2009年より官公署（国、都道府県及び市町村の機関、外国公館（外国の大蔵省、公使館、領事館その他これに準ずる施設））並びに指定相談支援事業所への移動（公的手続き又は障害福祉サービスの利用に係る相談の為に利用する場合に限る）にも利用可

※「身体介護を伴う」、「身体介護を伴わない」の区分は、障害支援区分 2 以上で、認定調査 80 項目の中で
「歩行」が「できない」、あるいは「移乗」「移動」「排尿」「排便」が「できる」以外であることが必要

「通院等乗降介助」··· タクシー等車を使う場合の乗り降り（乗車中は中抜け扱い）

重度訪問介護 ··· 障害支援区分 4 以上、2 肢以上マヒ、認定調査 80 項目の中で「歩行」「移乗」「排尿」「排便」が (231h) 「できる」以外

「身体介護」「家事援助」「通院介助」「移動支援」「見守り」など複合的
2014年度より、知的障害者・精神障害者にも対象者が拡大された。

2018年度より、日常的に重度訪問介護（区分 6）を利用していれば入院時使用可
支援区分 6 の利用者に対し、新規に採用したヘルパー（6ヶ月）を同行して支援を行った場合に
所定単位数の 170%で算定する。（算定開始から 120 時間に限る）

行動援護 ··· 障害支援区分 3 以上で行動上著しい困難を有する知的障害者・精神障害者外出時及び外出の前後に (51h) ①予防的対応②制御的対応③身体介護的内容を行う事前に利用者の行動特徴、日常的な生活パターン等の情報収集をし、援護に必要なコミュニケーションツールの準備等が必要である

同行援護 ··· 同行援護アセスメント票の 1 ~ 3 のいずれかが 1 点以上で、且つ 4 が 1 点以上

(51h) 1 視力障害、2 視野障害、3 夜盲、4 移動障害

(盲ろうは 100h) ※「身体介護を伴う」、「身体介護を伴わない」の区分は、障害支援区分 2 以上で、認定調査 80
項目の中で「歩行」「移乗」「排尿」「排便」「移動」が「できる」以外であることが必要
※「身体介護を伴わない」場合は、認定調査を受けずに同行援護アセスメント票に基づくのみで
も支給決定可能。

◎2018年度から更新時に区別が無くなり、統一単価となる

「加算」 ※「盲ろう者向け通訳・介助員」が「盲ろう者」を支援した場合、25%加算

※「支援区分 4」以上の者を支援した場合、40%加算

※「支援区分 3」の者を支援した場合、20%加算

「減算」 2021年3月末まで「盲ろう者向け通訳・介助員」のみ保有者（同行援護等の資格なし）は
「盲ろう者」の介護に入れるが、10%減算

移動支援（大阪市）··· 「全身性障害者ガイド」「知的障害者ガイド」「精神障害者ガイド」

移動支援における全身性障害者の定義

A. 両上肢及び両下肢のいずれにも重度（1、2 級）の障害を有する肢体不自由 1 級

B. 両上肢及び体幹のいずれにも重度（1、2 級）の障害を有する肢体不自由 1 級

支給時間数

18 歳以上 ··· 51h (実利用時間数が少ない方は 38h)

小学 4 年以上 ··· 24h } 夏休み等長期休暇 ··· 30h
小学 3 年まで ··· 12h }

利用者負担額

- 障害福祉サービス 37,200 円 / 9,300 円 (児童 4,600 円) / 0 円
- 移動支援サービス 3,000 円 / 0 円

サービス提供責任者の要件

● 居宅介護・重度訪問介護・移動支援

- ①「介護福祉士」、②「実務者研修」、③「介護職員基礎研修」、④「ヘルパー 1 級」、⑤「(准) 看護師」、
⑥「実務経験 3 年 (540 時間) 以上のヘルパー 2 級・初任者研修」

⑥は経過措置

介護保険では、2012 年度からヘルパー 2 級で実務経験 3 年以上の人 1 でも居ると事業所の介護報酬が 10% 減算。2018 年度からは新たにサービス提供責任者になることができなくなり、2019 年度からは現在働いている人も出来ません。障害福祉では、2018 年度からヘルパー 2 級で実務経験 3 年以上の人 1 が作成した介護計画に基づく介護に入れば介護報酬が 10% 減算

● 同行援護

ヘルパー 2 級以上かつ、同行援護従業者養成研修 (一般課程 + 応用課程)、かつ実務 3 年

● 行動援護

2015 年度より (①、②両方を満たすこと)

①行動援護従業者養成研修の受講 ②知的障害者 (児) または精神障害者に対する介護等の実務経験が 3 年以上

従業者の資格要件

● 身体介護

「初任者研修 (ヘルパー 2 級)」以上

「重度訪問介護従業者養成研修」は重度訪問介護の単価

「ヘルパー 3 級」は 30% 減算

● 通院等介助 (身体介護伴う)

「初任者研修 (ヘルパー 2 級)」以上

「重度訪問介護従業者養成研修」修了者は重度訪問介護の単価

「ヘルパー 3 級」「ガイドヘルパー」は 30% 減算

● 家事援助

「初任者研修 (ヘルパー 2 級)」以上

介護保険で 2018 年 4 月より創設された「生活援助中心型サービス研修 (59 時間)」修了者は減算なし。

(身体介護は行えない)

「重度訪問介護従事者養成研修」「ヘルパー 3 級」は 10% 減算

● 通院等介助 (身体介護伴わない)

「初任者研修 (ヘルパー 2 級)」以上

「重度訪問介護従業者養成研修」「ヘルパー 3 級」「ガイドヘルパー」は 10% 減算

● 同行援護 (①~④のいずれか)

① 同行援護従事者養成研修 (一般課程) の受講

② 知事の認める資格 (視覚ガイドヘルパー、盲ろう者通訳・介助者等)

但し、盲ろう者通訳・介助者のみ保有者は 10% 減算で、2021 年度末までの経過措置

③ ヘルパー 2 級以上かつ、実務 1 年

④ 国立リハビリテーション学院教科履修

ただし 2018 年 3 月 31 日までは、ヘルパー 2 級以上の資格のみで構わない経過措置あり

● 行動援護 2015 年度より (①、②両方を満たすこと)

① 行動援護従業者養成研修の受講

② 知的障害者 (児) または精神障害者に対する介護等の実務経験が 1 年以上

ただし 2018 年 3 月 31 日までは、居宅介護の資格があり 2 年の経験をもつ者は①の受講はしていなくても構わない経過措置あり

介護福祉士の受験資格

2016 年度（2017 年 1 月開催）の試験より、（①～③のいずれか）

- ① 介護現場で 3 年以上の実務経験 + 実務者研修
- ② 介護福祉士養成施設で 1850 時間の研修を終了
- ③ 福祉系高校で 53 単位（1855 時間）終了

※実務者研修とは、通常の場合で 450 時間 + 医療的ケア研修

ヘルパー 2 級や初任者研修保有者で 320 時間 + 医療的ケア研修受講が必要

介護支援専門員実務研修受講試験（ケアマネージャー試験）

2018 年度より受験資格対象者が変更になりました。（①、②のいずれか）

- ① 国家資格等に基づく業務に通算 5 年以上、かつ 900 日以上従事する者
- ② 施設等での相談支援業務に通算 5 年以上、かつ 900 日以上従事する者

※国家資格：医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、義肢装具士、言語聴覚士、歯科衛生士、視能訓練士、柔道整復師、精神保健福祉士、栄養士、管理栄養士

※国家資格を取得してからの年数

（注）『1 年以上の実務経験』とは、具体的には『職業として登録機関が 1 年以上 であり、かつ実際に業務に従事した日数が 180 日以上 であること』という意味である。

（例）3 年以上の実務経験 ⇒ 従事期間 3 年以上かつ従事日数 540 日以上要